

財 関 第 6 4 4 号
令 和 2 年 6 月 3 0 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 中 江 元 哉

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正（様式については新規追加）し、令和2年10月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第2 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）に次の様式を新規で追加する。

- ・国際基幹航路届（税関様式C-2020）を別紙2のように新規で追加する。

第3 とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第4 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。